

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所 御中
各福祉用具貸与事業所

宮崎市介護保険課長
(公 印 省 略)

福祉用具貸与及び購入に関する取扱いの一部変更について(通知)

日頃から、本市の介護保険事業にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和7年3月7日付 宮介第 964 号で各事業所へ通知いたしました、福祉用具貸与及び購入に関する取扱いについて、一部変更点がございますので、以下の通り通知いたします。

記

1. 福祉用具貸与及び購入対象の福祉用具について

当初の通知通り、宮崎市においては、介護保険の福祉用具貸与及び購入の給付対象となる商品について、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準として取り扱います。同協会のホームページにおいて介護保険の福祉用具貸与または購入の対象であることが表示されていない商品については、仮にTAISコードが付与されている場合でも、介護保険の給付対象外となります。(TAISコードが付与されておらず、福祉用具届け出コードのみを有する商品につきましても介護保険の給付対象外です。)

《公益財団法人テクノエイド協会ホームページでの確認方法》

- (1) 公益財団法人テクノエイド協会のホームページ内の「福祉用具情報システム(TAIS)」に TAISコード等を入力して該当商品を検索します。
- (2) 該当商品に「貸与」や「購入」マークが付与されていない場合は、給付対象外になります。

なお、一部例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具がありますので、そちらにつきましては別途後述する「Q&A」にて示しております。今回、例外的に給付対象とする福祉用具が前回通知時よりも増え、Q&Aも更新しております。必ずご確認ください。

【主な更新内容】

- 2本セットではTAISコードかつ貸与マークが付与されているが、1本では福祉用具届出コードのみを有するベッドサイドレールの請求についての考え方を変更しました。
- セット商品の場合のみTAISコードかつ貸与マークが付与されている福祉用具(手すり、車いす等)における、オプション部分(貸与マーク無)の単品請求について考え方をまとめました。
→これにより認知症老人徘徊感知機器の単品利用についても同様の考え方とし、以前のQ&Aを削除しています。

- 住宅型有料老人ホーム等に入居している方に対し施設から提供される、「医療用ベッド」等における付属品の請求について考え方をまとめました。
- 過去に TAIS コードかつ貸与マークが付与されており、生産終了した商品や、TAIS コードが外れた商品についての考え方をまとめました。

今後、例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具が増えた場合は、宮崎市のホームページを随時更新する予定です。

2. 福祉用具貸与における今後の対応について

前回の通知では、「現在貸与中の福祉用具のうち、公益財団法人テクノエイド協会の「貸与」マークがついておらず、宮崎市が例外的に認めていない商品につきましては、本通知発出後6か月を目途に、利用者への説明および計画の見直しを行っていただき、貸与中の商品を「貸与」マークが付与された商品へ交換する等の対応をお願いいたします。」としておりましたが、この期間を令和7年度末まで延長します。

(問い合わせ先)

介護保険課介護サービス係

担当 六反田・日高・安藤

電話 0985-21-1777